

## 新型コロナウイルス感染症に関する「コールセンター」 および「帰国者・接触者相談センター」を開設しました！

国内外での新型コロナウイルス感染症患者の増加にともない、横浜市に寄せられる市民の皆さまからの相談件数が増加しています。

そこで、令和2年2月10日（月）から「新型コロナウイルス感染症コールセンター（一般電話相談）」および「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」を開設しました。感染の予防方法や有症時の受診方法等、市民の皆さまからのご相談に幅広く対応することにより、感染拡大の防止及び市民の皆さまの不安軽減を図ります。

### 1 新型コロナウイルス感染症コールセンター

感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する全般的なご相談にお答えします。

電話番号：045-550-5530

開設時間：午前9時～午後9時（土日、祝日含む）

### 2 新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター

今般の国内外での新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、新型コロナウイルスの流行地域（裏面※1参照）からの帰国者や新型コロナウイルス感染症患者との接触歴のある方等からの相談を受け付け、同感染症の疑い例に該当する方を診療体制等の整った医療機関につなぎます。（相談対象者については裏面を参照してください。）

電話番号：045-664-7761

開設時間：午前9時～午後9時（土日、祝日含む）

お問合せ先

健康福祉局健康安全課新型インフルエンザ等対策担当課長 浅野 昌弘 電話 045-671-2468

## ○ 帰国者・接触者相談センターの相談対象者

次のア、イ、ウまたはエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症が疑われる方及びその患者を診察した医療機関

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※2）があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

### ※1 流行が確認されている地域

WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域とは、中華人民共和国湖北省をいう。（令和2年2月10日時点）

### ※2 濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等に直接接触した可能性が高いもの